

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成24年8月17日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成24年3月12日 第4016号

平成24年6月4日 変第1772号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市伏見区向島橋詰町790番地（一部）、同区向島中之町794番地（一部）及び同区向島西堤町19番地の4

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都府久世郡久御山町佐山初池33番地の4

株式会社京都住宅建設

代表取締役 長谷川弘之

(都市計画局都市景観部開発指導課)